



埼玉県報

第339号
令和4年(2022年)
8月23日
火曜日

目次

告示

- 越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 埼玉県出張理美容師衛生講習の指定を廃止する告示（生活衛生課）
- 保安林の指定予定（森づくり課）
- 太田新井土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 県立学校総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク等業務委託に関する落札者等の公示（教職員課）
- 県道羽生外野栗橋線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道羽生外野栗橋線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第八百六十号

越谷市から越谷都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和四年八月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第八百六十一号

令和四年埼玉県告示第四百七十号（埼玉県出張理美容師衛生講習の指定）は、廃止する。

令和四年八月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第八百六十二号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和四年八月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県比企郡小川町大字上古寺字塚山九二〇番一、字柳沢九五〇番一、九五三番一、字奈良坂九七〇番一、字柿木平一一二一番、一一二四番、字佛沢一一三〇番一、一一三一番一、一一三二番一、一一三四番、一一四〇番一、字千本立一一四二番一、字小門山一一六三番一、一一六三番七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

告 示

埼玉県告示第八百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和四年八月十八日認可した。

令和四年八月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

太田新井土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県白岡市

告 示

埼玉県告示第八百六十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年八月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

県立学校総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク等業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県教育局教育総務部教職員課県立学校総務事務担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和4年6月14日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社日東テクノブレーン 埼玉県所沢市西所沢1丁目14番14号

5 落札金額

203,731,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和4年5月13日

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年八月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月二十三日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 羽生外野栗橋線
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|---|--------------------------------|-------------------------|
| <p>同市外野字本田二〇三番一 地先 まで</p> | <p>加須市大越字川塚二七三〇番一 地先から</p> | <p>区 間</p> |
| <p>六・九三 〽二一・三六</p> | <p>六・九三 〽一七・九〇</p> | <p>敷地の幅員 (メートル)</p> |
| <p>一一五・九九</p> | <p>一二一・二四</p> | <p>延長 (メートル)</p> |
| <p>令和四年三月八日付け埼玉県行 田県土整備事務所長第五号で告 示した道路区域の変更である。</p> | | <p>備 考</p> |

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年八月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年八月二十三日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

| | |
|---|---------|
| 羽生外野栗橋線 | 路線名 |
| 加須市大越字川塚二七三〇番一 地先から 同市外野字本田二〇三番一 地先まで | 供用開始の区間 |
| 令和四年八月二十三日 | 供用開始の期日 |
| 令和四年八月二十三日付け埼玉 県行田県土整備事務所長第二 十三号で告示した道路予定区 域の供用開始である。 延長一・一五・九九メートル | 備考 |

告 示

埼玉県選管告示第六十一号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和四年八月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和四年八月二十五日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他